

農用地区域除外申請受付の一時中断について

市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域整備計画の見直しを行っています。この見直しに伴い、年2回行っている農用地利用計画の変更申出（農振除外等）の受付について、7月受付分より一時中断します。再開時は広報等でお知らせします。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

問 農政課 農政係 ☎24・5385

多文化共生のまちづくりを推進しています

市では、国籍を問わず誰もが暮らしやすい社会を築き、様々な人々、団体が互いに協力することによって心の成長を促す「互いの心に響きあう 多文化共生のまちづくり」を目指して、「本市多文化共生基本方針」に基づき施策を行っています。この方針を基に、多文化共生に貢献する活動を行っている団体に対して、助成金を交付し、活動を支援します。

対 市内に活動拠点をもち、国際理解と多文化共生のまちづくりに積極的に取り組んでいる、または取り組もうとする団体で以下の事業を行うもの。

- ① 国際理解の推進、多文化共生の意識づくりを主目的とする事業
- ② 外国籍市民の地域生活および参加を支援する

事業

【交付金額】

- ① 年間を通した活動及び継続的事业対象経費の3分の2以内（1団体ににつき上限10万円）
- ② 単年度のみ実施のイベント及び事業対象経費の2分の1以内（1団体ににつき上限5万円）

問 政策推進課 政策推進係

☎24・5321

太陽光発電システム設置費補助金

地球温暖化防止対策の一環として、環境の保全と負荷の低減、持続可能な社会づくりを推進するため、住宅へ太陽光発電システムを設置する方に対して、設置費の一部を助成します。

対 ① 市内に住んでいる方、または、住もうとしている方 ② 太陽光発電システムを既存、もしくは新築住宅に設置する方、または、システムが設置された新築住宅（建売住宅）を購入する方 ③ 電力事業者と電力供給契約を締結する方 ※ただし、過去に太陽光発電システム設置に関し、市から補助金の交付を受けている方は、該当になりません。

【補助金額】

1キロワット当たり2万円（補助上限8万円、最大4キロワット分まで）

申 ① 工事着工前

補助金交付申請書に必要な書類を添付

し、生活環境課または白沢総合支所市民福祉課まで提出してください。

② 工事終了後

実績報告書を提出していただきます。（最終提出期限：平成28年3月31日）

問 生活環境課 環境係

☎24・5362

マナーを守って動物を飼いましょう

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

① 犬の放し飼いは絶対にしない

犬の放し飼いは法律で禁止されています。犬が人に危害を加えないように、また犬が苦手な人に恐怖感を与えないように、鎖や綱でつなぎましょう。散歩のときも決して鎖などから放してはいけません。万が一のことや犬の苦手な人のことを考え、絶対に犬を放さないでください。

② 散歩のときはふんの処理道具を持参する

散歩は犬にとって、ストレスを発散する大切な機会です。しかし、きちんとふんを片づけないと、地域の景観を損ねたり、悪臭の発生により他人の迷惑になります。自分の家の周りにふん

をされる人のことも考え、散歩に連れて行くときはスコップやビニール袋など、処理道具を持参して、必ずふんを持ち帰りましょう。

③ 飼い主の都合で動物を捨てない

犬や猫を捨てることは「動物愛護に関する法律」で禁止され、違反すると動物虐待の罪で罰せられます。飼い始める前から正しい飼い方などの知識を持ち、飼い始めた後、動物の種類に応じた適切な飼い方をして、健康・安全に気を配り、最後まで責任を持って飼いましょう。

④ 野良ねこにえさを与えない

無責任なえさやりにより、増えてしまったねこが、悪さをする、ふんの放置、鳴き声、臭い等による苦情が発生しています。えさを与えた場合、たとえ野良ねこであってもえさを与えた本人に責任が生じます。そのねこがいたずらをして近隣に迷惑をかけた場合、責任を取らなくてはなりませんので無責任に野良ねこにえさを与えることはやめましょう。



**情報公開制度・個人情報保護制度
の運用状況を公開します**

市では市の取組み・活動を市民の皆さんに説明する責務を果たすために情報公開を行っています。また、個人情報保護の適正な取り扱いと個人の権利利益の保護を行っています。

◆情報公開制度運用状況

本宮市情報公開条例第16条の規定に基づき、平成26年度の運用状況を次のとおり公表します。

- 開示請求件数 7件
- 開示件数 5件
- 部分開示 1件
- 取り下げ 1件

◆個人情報保護制度運用状況

本宮市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、平成26年度の運用状況を次のとおり公表します。

- 開示請求件数 6件
- 部分開示 6件
- ◆ 個人情報の訂正及び利用停止請求 0件
- 訂正請求件数 0件
- 利用停止請求件数 0件

問 総務課 総務係
☎24・5301

市立保育所臨時職員募集

市では、市立保育所の臨時職員を募集しています。

- 対 保育士の資格がある方
- 定 10名程度
- 時 7:00から19:00までの間で7時間45分の交代勤務

※勤務時間が4～6時間程度の短時間勤務も可能ですので、お問い合わせください。

場 市内保育所5カ所（本宮第1保育所、本宮第2保育所、本宮第3保育所、五百川幼保総合施設、白沢保育所）のいずれか

料 20歳～34歳の方 日額7,370円
35歳以上の方 日額8,000円

問 ハローワーク二本松 ☎23-0343
幼保学校課 幼保教育係 ☎24-5446

危険物安全週間

～正しい取扱いの再確認～

6月7日（日）～6月13日（土）は危険物安全週間です!!
灯油、ガソリン、塗料などは私たちの生活に欠かせないものですが保管方法を誤ったり、危険性を意識せずに使用したりすると火災や事故につながりかねません。危険物安全週間を機に、もう一度正しい取り扱いについて確認しましょう。

保管時・使用時のポイント

- ・ 灯油やガソリンなどは性能試験をクリアした容器で保管する
- ・ 高温多湿な場所に置かない
- ・ フタは確実に閉め、転倒・落下に注意する
- ・ 屋外の直射日光の当たる場所に置かない
- ・ 空気調節ネジがあるものは操作し、圧力を抜いてからフタを開ける
- ・ 気温が高い時には容器の変形や噴出に気をつける
- ・ 狭い空間では定期的に換気する
- ・ 使用中は火気を使用しない

※ここで言う「危険物」とは…
消防法で定められているもので、一般的に火災発生・火災拡大の危険性が大きく、消火の困難な物品を言います。

注) ホームセンター等で購入できるスプレー缶などには危険物に該当するものもあります。注意事項をよく読み、使用方法に注意してください。

問 安達地方広域行政組合消防本部 ☎22-1211

「法テラス二本松」3年間延長が決定しました

平成27年3月31日に、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（震災特例法と言われている）の3年間の延長が決定しました。これにより、法テラス二本松も引き続き3年間存続することになります。法テラス二本松では、原発賠償問題以

外でも民事上の「法律相談」のほか、司法書士・行政書士・社会福祉士・社会保険労務士・税理士・建築士・土地家屋調査士による「よろず相談」も無料で受けることができます。

「法律相談」は月曜から金曜日、「よろず相談」は火曜・木曜日です。

問 法テラス二本松（二本松市図書館内）
0503381・3803

イベント・講座
募集
健康
福祉
子育て・教育
暮らし